

平成 29 年8月2日  
参考資料  
(県政・都道府県記者クラブ同時送付)

## 平成 29 年度渉外知事会定期総会の開催結果及び要請活動等の実施結果について

米軍基地が所在する 15 都道府県の知事で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)は、本日午前、都道府県会館で定期総会を開催し「基地対策に関する要望書」等についての審議を行い、同日午後、外務省、防衛省等の関係省庁で要請活動を行いました。

また、関係省庁への要請後、会長(神奈川県知事)、副会長(沖縄県知事、青森県副知事(代理)、長崎県副知事(代理))が在日米国大使館に赴き、国への要請の概要を説明し、意見交換を行いましたのでお知らせします。

### 1 定期総会

#### (1)「役員の変更」について

役員の変更が行われ、会長及び副会長を次のとおり選任しました。

会 長 神奈川県知事 黒岩祐治

副会長 青森県知事 三村申吾、長崎県知事 中村法道、沖縄県知事 翁長雄志

#### (2)「基地対策に関する要望書」について

平成 29 年度の「基地対策に関する要望書」について審議し、採択されました。

#### 【参照】

- ・ 平成 29 年度「基地対策に関する要望書」の概要(別添1)
- ・ 基地対策に関する要望書の昨年度要望からの主な変更点(別添2)
- ・ 渉外知事会による日米地位協定改定 15 項目の要望(別添3)
- ・ 「基地対策に関する要望」(別添4)

(3)日米地位協定の改定等に向けた新たな取組について

日米地位協定の改定等に向けた新たな取組について審議し、要請内容の拡充に向けた検討を開始することについて了承されました。

【参照】

- ・ 日米地位協定の改定等に向けた新たな取組について(別添5)

## 2 要請活動等

外務省、防衛省等関係省庁に要望書を提出するとともに、在日米国大使館で意見交換を行いました。

(1)要請者

会長 黒岩祐治 神奈川県知事、副会長 翁長雄志 沖縄県知事 他

(2)対応者

ア 外務省 たけい武井 しゅんすけ俊輔 外務大臣政務官

イ 防衛省 こぼやし小林 たかゆき鷹之 防衛大臣政務官

ウ 在日米国大使館 ロバート・G・ラブソン 臨時代理大使

### 問合せ先

---

神奈川県政策局基地対策部基地対策課

課長 三森 電話 045-210-3370

副課長 中村 電話 045-210-3371

## 平成29年度「基地対策に関する要望書」の概要

「基地対策に関する要望書」及び「基地対策に関する要望書（別冊）」の2冊で構成されています。

### 1 「基地対策に関する要望書」の概要

#### (1) 重点要望

国に対して重点的に要望する事項を、趣旨を踏まえて分りやすく3つの大きな柱としています。

特に、日米地位協定の見直しについては、日米地位協定に盛り込むべき項目、内容を明確にして、6本の柱、15項目の改定として整理しています。

なお、重点要望については、文書による回答を求めています。

< 3つの大きな柱 >

#### 「1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進」

#### 「2 日米地位協定の改定」

- ① 基地使用の可視化
- ② 環境条項の新設
- ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設
- ④ 国内法適用の拡充
- ⑤ 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実
- ⑥ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

#### 「3 国による財政的措置等の新設・拡充」

- ① 基地交付金等の増額等
- ② 地域振興策の新設・拡充
- ③ 基地跡地の返還に係る支援
- ④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

#### (2) 要望事項

個別の要望事項の内容について説明をしています。

### 2 「基地対策に関する要望書（別冊）」の概要

「基地対策に関する要望書」のうち、要望事項「2 日米地位協定に係る要望」について別冊としています。

- 日米地位協定の改定を求める項目…各項目に要望内容の詳細・理由等を記載。
- 日米地位協定の運用改善に係る項目…要望及び要望に至った理由等を記載。

**【基地対策に関する要望書の昨年度要望からの主な変更点】**

1 日米地位協定の「軍属に関する補足協定」が平成 29 年 1 月に締結されたことを受けて、要望を追加した。

- 平成 29 年 1 月に締結された日米地位協定の軍属に関する補足協定に関し、実行性があるものか確認できるよう、コントラクターの被用者についての通報、見直し等の進捗状況や軍属に関する定期的な報告等の内容について、情報の公表を求める。

2 地域振興策の新設・拡充について、再編交付金の拡充及び再編関連訓練移転等交付金の適正な予算措置を求める要望を追加した。

- 平成 19 年 8 月に、10 年間の時限立法として成立した駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（再編特措法）については、平成 29 年 3 月、その有効期限を平成 39 年 3 月まで延長する法案が成立した。法に基づき交付される再編交付金について、地域の実情に応じて拡充するように求める。
- 再編特措法の延長に伴い、訓練移転は同法の対象から外れ、その代替措置として、再編関連訓練移転等交付金が措置された。当該交付金について適正な予算措置を講ずるよう求める。

3 駐留軍等労働者対策及び離職者対策について、要望内容を追加した。

- 駐留軍等労働者について、基地の再編等による雇用不安等や災害時等の安全確保について要望する。
- 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、5 年の時限立法であり、これまで繰り返し延長がなされている。次に迎える期限が平成 30 年 5 月であることから、その延長について要望する。

## 渉外知事会による日米地位協定の改定 15 項目の要望

## ① 基地使用の可視化

基地の使用に関しては、米側の裁量に委ねられている部分が多く、基地の実情が見えず、周辺住民は大きな不安を抱えている。そのため、日米間の合意事項も含め、できる限り基地の実情等が見えるようにすること。

(第2条関係、施設・区域の提供等)

- ◇「個々の施設及び区域（以下「基地」という。）に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「公務遂行のため、日本国政府や地元地方公共団体の人員が基地内への立ち入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、公務を遂行する上で、必要かつ適切なあらゆる援助を与えること」

(第25条関係、合同委員会合意)

- ◇「日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること」

## ② 環境条項の新設

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。そのため、日米地位協定に規定のない環境条項を新たに盛り込むこと。また、環境補足協定については、基地を抱える地元地方公共団体の意見を十分反映し、実効性のある政府間協定を早期に締結すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

- ◇「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること」

(第4条関係、施設の返還)

- ◇「基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること」

## ③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

米軍飛行場周辺や飛行ルート下の住民は、飛行訓練等により航空機の騒音被害や航空機事故に対する不安等、大きな負担を強いられている。そのため、騒音軽減や飛行運用の制限等に関する条項の新設をすること。

(航空機の騒音軽減措置、飛行運用関係)

- ◇「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

#### ④ 国内法適用の拡充

我が国の法令は、在日米軍の活動には原則として適用されていない。日米地位協定では触れていない保健衛生に関する規定も含め、周辺住民の生活に大きな影響を与える可能性の高い分野については、国内法令を適用すること。

(第5条関係、入港料・着陸料の免除)

◇「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」

(第9条関係、米軍構成員等の地位)

◇「人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること」

#### ⑤ 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実

米軍構成員等による事件・事故への適切な対応は基地問題の重要課題の一つである。関係する地方公共団体や住民への情報提供や被害者への補償を適切に行うとともに、事故時の日本側の権限等を明確にし、事件・事故時の措置を充実すること。

(第3条関係、施設・区域に関する措置)

◇「基地に起因又は関連する事故が発生した場合、事故の大小及び施設・区域の内外にかかわらず速やかに事故等の情報を地方公共団体に提供するとともに、地域住民にも速やかに適切な情報提供を行い、二次災害防止のための適切な措置を取ること」

(第17条関係、裁判権)

◇「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」

◇「基地の外における米軍財産について、日本国の当局が搜索、差押え又は検証を行う権利を行使すること」

◇「基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導の下に行われること」

(第18条関係、請求権の放棄)

◇「公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故等において当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされない場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること」

◇「米国の当局は、日本国の裁判所の命令がある場合、米軍構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえて、日本国の当局に引き渡さなければならないこと」

#### ⑥ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

基地が所在する地方公共団体では、航空機による事故や騒音、部隊の再編等に伴う生活環境への影響など、基地に起因する様々な問題が発生している。こうした問題解決のためには、地元地方公共団体の意向を聴取し、その意向を反映できる仕組みが不可欠であることから、新たに規定を設けること。

(第25条関係、合同委員会)

◇「基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

## 基地対策に関する要望

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

また、航空機事故、原子力艦をはじめとする艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたるとともに深刻化しております。

特に、米軍の犯罪防止への取組みについては、実効性を伴ったものとなることが極めて重要です。

国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところではありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえず、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておりません。

また、平成18年5月には、抑止力の維持と地元負担の軽減を柱として、在日米軍の再編に係る最終報告が日米両国政府間で合意され、平成24年4月には再編計画の見直しが発表されました。駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法は、平成19年8月に10年間の時限立法として成立しましたが、平成29年3月、その有効期限を平成39年3月まで延長する法案が成立しました。

しかし、地元負担の軽減に関しては、基地周辺住民や地方公共団体に対して、まだまだ十分な配慮がなされているとは言えない状況にあります。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。



平成29年8月2日

殿

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会  
(略称：渉外知事会)

会 長	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
副会長	青森県知事	三 村 申 吾
副会長	長崎県知事	中 村 法 道
副会長	沖縄県知事	翁 長 雄 志
	北海道知事	高 橋 はるみ
	茨城県知事	橋 本 昌
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百合子
	山梨県知事	後 藤 斎
	静岡県知事	川 勝 平 太
	京都府知事	山 田 啓 二
	広島県知事	湯 崎 英 彦
	山口県知事	村 岡 嗣 政
	福岡県知事	小 川 洋

## 日米地位協定の改定等に向けた新たな取組について

- 渉外知事会では、平成25年度以降、6本の柱15項目からなる日米地位協定改定要望を行い、また緊急要請を行った結果、環境補足協定などの成果。
- 一方で、事件・事故の発生など、日米地位協定に起因する基地問題は、依然として深刻。このため、日米地位協定の改定は喫緊の課題。
- こうした中、改定に向けた取組を強化するため、これまでの重点要望を踏まえつつ、要望内容の拡充に向けた検討を開始したい。
- また、基地が所在しない都道府県の理解を得ることも重要であることから、日米地位協定の改定に向けて全国知事会と連携を図ることとしたい。

### 1 重点改定要望に関する更なる検討

#### (1) 災害時における地域の安全・安心の確保等に向けた日米間の相互協力に係る検討

災害時における地域の安全・安心の確保等に向け、日米間の相互協力について、特別協定を締結することや、相互協力を推進するために必要な規定を、日米地位協定に導入することなどについて幅広く検討する。

#### (2) 刑事裁判手続きに関する研究・提案

渉外知事会では平成26年度調査研究委託事業として、日米の刑事手続の比較・対照等を実施した。これらの知見や米軍犯罪の統計データも活用し、現行要望の検証と新たな要望について検討する。

#### (3) 各構成都道府県が直面している課題を踏まえた検討

これまで各構成都道府県が抱えてきた課題を改めて検証するとともに、新たに直面している課題についても検証を行い、日米地位協定改定に向けた要望への反映について検討する。

### 2 全国知事会との連携

全国知事会では、在日米軍基地に係る基地負担の状況を広く理解し、共通理解を深めることを目的に、「米軍基地負担に関する研究会」を発足した。

今後、基地負担の根底にある日米地位協定についても研究を進めていく予定であることから、基地が所在していない都道府県の理解も得ながら、日米地位協定の改定の実現に向けて、これまで以上に連携して取り組んでいく。

## 災害時等特別協定（試案）

～災害時における地域の安全・安心の確保等に  
向けた日米間の相互協力について～

### 1 災害時における相互協力について

- ・災害の事前準備及び災害時における相互応援を確実にを行うための仕組みを確実に構築するため、基地の管理・運営について、災害時の協力を配慮する規定の導入を検討
- ・併せて、基地外居住者を含む米軍人等の安全確保に関する協力規定の導入を検討
- ・災害時における空港等の緊急的な利用については、あらかじめ条件を明示するとともに、使用後は、日米両国政府の責任により現状復旧を確実にを行う規定の導入を検討

### 2 基地の安全管理に関する相互協力について

- ・基地の安全管理に関して日本側の関係機関との情報共有について規定の導入を検討
- ・米軍人等による事件・事故防止対策への国や自治体意見の反映について規定の導入を検討

### 3 感染症等に関する相互協力について

- ・感染症や疾病に関する情報提供や相互協力について、規定の導入を検討

### 4 地域社会における相互協力について

- ・地域の実情に応じた文化交流など相互交流の促進に関する規定の導入を検討

### 5 協議体制の整備

- ・災害時をはじめとする関係自治体と在日米軍との協力について、地域レベルの協議機関を設置する規定の導入を検討
- ・常駐する部隊がないなど常設の協議機関の設置がなじまない地域についても、緊急時の連絡手段の整備等に関する規定の導入を検討

### 6 その他

- ・基地と自治体等が相互協力を行う場合の日本政府の支援について、規定の導入を検討
- ・災害時等における相互協力が基地の機能強化に結びつかないよう歯止めとなる規定の導入を検討